

○葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 実施方針（案）等に対する意見及び回答

実施方針（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	2	第1	1	(4)			本事業の対象施設	・葉山町下水道事業の管路施設 ただし、マンホールポンプ設備、…を除くものとする（これらは葉山町下水道ウォーターPPP（処理場など施設コンセッション）事業の対象施設とする）。 とありますが、管路・処理施設の全体をまとめて受託することにより、計画的な人的資源の割り当て、維持管理及び施設更新が可能となり、結果、下水道関連施設の維持管理運営・更新コストの低減につながると考えています。施設更新の推進・維持管理コストの低減を目的とするのであれば、管路と処理施設を併せた発注が望ましいと考えています。	本事業は、下水道事業の持続的な経営に資するよう各種検討を重ね、民間事業者へのヒアリング結果等も踏まえて、管路施設を対象にウォーターPPPレベル3.5（管理更新一体マネジメント事業）として実施するものです。ご意見は一つの意見として承ります。
2	3	第1	1	(6)	③		任意事業	提案審査書類において任意事業の提案を行った場合でも、当該提案は審査の対象外と考えてよろしいでしょうか。	任意事業の提案は審査の対象とする方針です。詳細は、公募時に提示します。なお、任意事業の提案は必須ではありません。
3	5	第1	1	(9)	①		サービス対価の構成内容	「表1.2サービス対価の構成」において内容欄が空白の項目については、要求水準書（案）の記載内容の通りとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	第2	3	(1)	②		応募者の構成	「補修や建設工事を実施する地元企業は応募グループに含めないこと」とありますが、補修や建設工事以外について地元企業を応募グループに含むか否かで、審査における優劣は生じない理解でよろしいでしょうか。	職種によらず、葉山町に本社がある企業（地元企業）を応募グループに含めることは認めない方針です。再委託先として各種業務で地元企業を活用することは地域貢献として評価する方針です。詳細は、公募時に提示します。
5	7	第2	3	(1)	②		応募者の構成	「構成企業」とありますが定義が不明です。維持管理・建設・設計を担う企業のうち、JVの場合はJVを構成する企業、SPCの場合はSPCに出資する企業との認識でよろしいでしょうか。P.23の下図によると、SPCに出資せずSPCから直接工事を受注する企業は構成企業に当たらないと読み取れるため、確認させてください。	ご理解のとおりです。「構成企業」は、必ずJVを構成する企業、もしくは、SPCへ出資する企業として本事業に関ることといたします。
6	11	第2	5	(2)			SPC等の設立	SPCを設立する場合、維持管理・建設・設計を担う企業以外の企業がSPCへの出資を行うことは可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	改築業務に含まれる②詳細設計業務の約9kmは本管のみでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、②詳細設計業務は、③改築工事業務に関する詳細設計業務であり、取付管等も含まれますので、要求水準書（案）の「約9km」→「改築工事箇所」に修正します。
2	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	改築業務に含まれる③改築工事業務のうち、公共樹及び取付管について「管渠更新（更生）箇所」と記載がありますが、更生のみでしょうか。	更新と更生の両方を含んでいます。要求水準書（案）の「管渠更新（更生）箇所」→「管渠改築箇所」に修正します。
3	15	第3	5	(1)			住民対応業務（現地確認・調査対応）の内容	②現場対応（原因調査等）にある「概ね1時間程度以内に現地確認を行い」とありますが、土日祝日や夜間等も含め、渋滞などの道路状況を考慮すると1時間では現地に到着出来ないことも想定されます。対応時間を2～3時間以内、等へ変更の検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
4	23	第5	5				その他関連業務に関する事項	その他関連業務に関する事項について、「その他必要となる関連業務」は発注者と受注者が協議によって決定することでよろしいでしょうか。また、当該箇所以外にも「その他必要な〇〇」といった記載のある箇所は上述した発注者と受注者が協議によって決定することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお「その他必要」な事項は、事業目的の達成に向けて、事業者からも主体的に提案・実施をお願いいたします。
5	28						別紙2 施設概要等	各業務の実施数量の見込みについて、数量の根拠となった資料について、極力、全ての資料を早期に開示いただくことをご検討願います。	回答と併せて閲覧資料を開示しますので、閲覧申込の上ご確認ください。